

第 124 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣参議院代表団報告書

	参議院議員	小見山幸治
同 行	国際会議課長	清水 賢
会議要員	国際会議課	鈴木 祐子
同	同	若山 哲朗

第 124 回 I P U 会議は、2011 年 4 月 15 日(金)から 4 月 20 日(水)までの 6 日間、パナマシティ(パナマ)のアトラパ会議センターにおいて、119 の加盟国・地域、5 の準加盟員(国際議会)及び 35 のオブザーバー等(国際機関等)から 1190 名(うち、議員 615 名)が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 3 名、同事務局職員及び同時通訳員と共に、日本国会代表団を構成し、同会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、本会議、評議員会及び常設委員会等の概要を報告する。

1. 開会式

開会式は 4 月 15 日、リカルド・マルティネリ・パナマ共和国大統領臨席の下開催された。式においては、ホセ・ムーニョス・モリーナ同国国会議長、ジョゼフ・ダイス国連総会議長及びテオ・ベン・グリラブ I P U 議長からの挨拶の後、マルティネリ大統領より今次会議の開会が宣言された。

2. 本会議

本会議は 4 月 16 日、17 日、19 日及び 20 日に開催され、以下の議題について審議が行われた。

(1) 第 124 回会議の議長の選挙

4 月 16 日、ムーニョス・パナマ国会議長が今次 I P U 会議の議長に選任された。

(2) 緊急追加議題

当初、パキスタンから「地震・津波に見舞われた日本を支援するとともに、その被害の地域全体への波及を防止するための緊急の世界的行動の要求」が提出されていたが、インドネシア、ニュージーランド及びイランから、北アフリカ地域等の政治情勢に関する議題案が提出され、これらを一本化した議題案とパキスタン提案のものが並立することとなった。このため、日本国会代表団は、グリラ

ブ I P U 議長及びジョンソン事務総長と協議を行い、パキスタン代表団の了解を得て、パキスタン提案の議題案の内容については、議長声明という形で別途採択するとの妥協が図られた。この結果、緊急追加議題としては、前記の 3 か国提案の「北アフリカ及び中東地域を含む新興民主主義国における民主的改革の強化」が採択された。

4 月 17 日、オーストラリア、ベルギー、インド、インドネシア、イラン、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、オマーン、韓国、サウジアラビア、トーゴ及びベネズエラの 13 か国の代表で構成される起草委員会が開催され、右議題に関する決議案の審議が行われたところ、最近、北アフリカで起こった民主主義の強化を求める民衆蜂起を踏まえ、北アフリカ及び中東地域を含む新興民主主義国において、人権を尊重し、自由かつ公平な選挙を可能な限り早期に実施すること及び女性の地位向上の重要性を指摘することを内容とする決議案が策定された。

4 月 20 日、最終本会議において、起草委員会により起草された決議案が提出され、同決議案は全会一致をもって採択された。

（ 3 ） 「 議会の説明責任：国民の期待に応える 」 を全体テーマとした世界の政治、経済及び社会情勢に関する一般討議

一般討議は、4 月 16 日、17 日及び 19 日の 3 日間にわたり行われ、小見山議員及び西村智奈美衆議院議員を含む 104 名の各国議員が発言した。

小見山議員は、同 19 日の右討議において、東日本大震災の発生後、各国から提供された物資や義援金活動等に謝意を表明したほか、東京電力福島第 1 原子力発電所事故を受け、日本からの輸出産品及び海運に関し、正確な情報に基づく各国の冷静な対応を呼びかけた。

（ 4 ） 選挙における暴力行為の防止、選挙監視の改善及び円滑な政権移行の確保を目的とした適切な立法枠組みの提供

4 月 20 日の最終本会議において、平和及び安全保障委員会（第 1 委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対し、包括的で開かれた議論を通じた選挙制度改革の実施、国外に居住する自国民が母国の政治プロセスに参加する手法の検討、幅広い市民から信頼の得られる公正で利用しやすい選挙紛争解決メカニズムの整備、選挙期間内におけるマスメディアへの平等なアクセスを規定する規則の策定等を要請する内容となっている。

(5) 天然資源、農業生産及び人口動態変化の管理を通じた持続可能な開発の確保における議会の役割

4月20日の最終本会議において、持続可能な開発、金融及び貿易委員会（第2委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対し、劣化した土地の回復のための取組、化学肥料、農薬等の製造及び使用に関する厳格で適切な基準の設定、持続可能な森林管理に向けた立法枠組みの提起並びに国民に対する環境意識の提唱等を要請する内容となっている。

(6) 政党及び選挙運動の資金に関する透明性及び説明責任

4月20日の最終本会議において、民主主義及び人権委員会（第3委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対し、政党の独立の確保及び選挙運動等への過度の支出を回避することを目的とする措置の導入、政党資金に対する国民の意識の向上に向けた取組、企業及び海外等の資金源からの資金提供を規制する措置の導入、資金に関する腐敗防止規制の採用等を要請する内容となっている。

(7) 第126回IPU会議の議題の採択と報告委員の指名

4月20日の最終本会議において、3つの常設委員会より上程された第126回IPU会議の議題及び共同報告委員に係る提案が全て承認された。承認された議題は、以下のとおりである。

- ・平和及び安全保障を前進させる手段としての良い統治の促進及び実践：中東及び北アフリカにおける最近の事象からの教訓（第1委員会所管）
- ・富のみならず権力の再分配：国際的な議題のオーナーシップ（第2委員会所管）
- ・基本的権利としての健康へのアクセス：女性及び子供の健康を保護するための主要な課題への取組における議会の役割（第3委員会所管）

(8) その他

4月20日の最終本会議において、東日本大震災に直面した日本国民に対する哀悼の意及び日本への人道的、財政的支援を呼びかけること等を内容とするムニョス第124回IPU会議議長の声明が採択された。採択後、我が国議員団は全員が登壇し、森本哲生衆議院議員が団を代表して謝意を表明した。

3. 持続可能な開発、金融及び貿易委員会

持続可能な開発、金融及び貿易委員会（マルタン・ラランデュ委員長（フランス））は、4月17日及び19日に開催され、2（5）の議題について審議が行われた。同委員会には小見山議員が出席した。

4月17日、1回目の委員会全体会合において、まず共同報告委員のチェラル議員（アルジェリア）及びフェリエ議員（オランダ）が作成した関連報告書及び決議草案について概要報告が行われた。

次に討議に移り、小見山議員を始め47名の各国議員が発言した。

小見山議員は、現在、新興国の経済発展によって世界の水産物供給量が年々増加し、水産資源の枯渇が問題となっている現状を指摘し、水産資源の管理に当たっては、適正な量の利用及び高度な技術に基づく養殖生産の増大が重要である旨の提言を行った。

同日、オーストラリア、バングラデシュ、カンボジア、チリ、ガボン、ガーナ、インド、ナミビア、ノルウェー及びペルーの10か国の代表から成る起草委員会の設置が決定された。同委員会は、翌18日に起草作業を行い、本会議に上程する決議案を策定した。

なお、小見山議員の指摘による持続可能な水産業を実現することの重要性に関するパラグラフ等が決議案の中に挿入された。

4月19日、再び委員会全体会合が開催され、起草委員会が策定した決議案が審議された。決議案は、幾つかの修正が施された後、本会議に提出することが決定された。

4. 第188回評議員会

第188回評議員会は、4月16日及び20日に開催された。審議の主な内容は、以下のとおりである。

（1）IPU加盟資格

ミクロネシア及びトリニダード・トバゴの新規加盟が承認され、IPUの加盟国・地域数は157となった。

なお、現在、統治権限を委譲されている軍の最高評議会により憲法が停止され、議会在解散されたエジプト、立法権が暫定大統領に移譲されているため議会在機能停止中のチュニジアについては、直ちに加盟資格を停止することなく、資格を維持し、両国における改革の進捗状況について次回の評議員会で審査することとなった。

（2）2010年度IPU決算

2010年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度IPU決算が承認された。

(3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第125回 I P U 会議 (2011年10月16日～19日、スイス、ベルン)
- ・気候変動枠組条約第17回締約国会議の際の議員会議 (2011年12月5日、南アフリカ、ダーバン)
- ・第126回 I P U 会議 (2012年3月31日～4月5日、ウガンダ、カンパラ)
- ・第127回 I P U 会議 (2012年10月21日～26日、カナダ、ケベックシティ)

5. その他

日本国会代表団は、各会議の合間を縫って、フランス、韓国、メキシコ、中国、オーストラリア、ロシア、モロッコ、エチオピア及びアフガニスタンの各国代表団等と懇談の機会を持ち、東日本大震災への各国からの支援に感謝を伝えるとともに、東京電力福島第1原子力発電所事故の現状を説明する等、相互理解及び友好親善の促進に努めた。

小見山議員は、その他、カンボジア、インドネシア、イスラエル、カタール、南アフリカ、英国等の東日本大震災への支援を行った国々の代表団に対し、謝意を表明した。

別添 1

選挙における暴力行為の防止、選挙監視の改善及び 円滑な政権移行の確保を目的とした適切な立法枠組みの提供 採択決議

(2011年4月20日(水)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第124回IPU会議は、

- (1) 全ての市民はジェンダー、宗教、人種に関わりなく、直接に又は自由に選出された代表者を通じて政治に参加する権利を有すること、並びに人民の意思は、政府が正当かつ信頼できる権威を有するための基礎となるよう、国民の主権の完全な行使における普通・平等選挙権及び秘密投票に基づく自由で公正な選挙を通じて表明されるべきであることを特に規定した、1948年の世界人権宣言、1976年の市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）、並びに1981年の人及び人民の権利に関するアフリカ憲章を想起し、
- (2) 自由で公正な選挙は、平和裏に政権移行を可能とするための前提条件として、民主主義の実践の基礎であることを確認し、
- (3) 円滑な政権移行のためには、法の支配の尊重、透明な政治及び選挙機関、強力な市民社会、並びに自由で公平なマスメディアが必要であることを認識し、
- (4) 各国は、民主主義の強化に向けた様々な段階にあるものの、全ての国々は、自由で公正な選挙を行うための最適条件を提供する法律を策定すべく努力し続ける必要があることを考慮し、
- (5) 効果的な選挙の枠組みは、定期的実施される自由で公正な選挙、秘密投票、競争的かつ包括的な選挙プロセス、全ての政党によるマスメディア及び国家資源への平等かつバランスのとれたアクセス、幅広い投票権、信頼できる有権者登録過程、自由で公正な選

* 以下の各国代表団は、前文パラグラフ6の字句「国内の選挙プロセスに対する国際的な干渉」に対して留保を表明した：オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、カンボジア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、アイスランド、ヨルダン、モナコ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン及びスイス。

また、以下の代表団は、前文パラグラフ8の字句「国家主権、国家としての統一性及び関連する国内法に十分配慮しつつ」に対して留保を表明した：ベルギー、カナダ及びスウェーデン。

挙の実施を担当する独立した公平な選挙管理組織等、一連の基本的要素を定着させるべきであることを強調し、

- (6) 社会・経済格差、ジェンダー不平等、イデオロギーの相違、脆弱な統治機関、不十分又は不適切な権力分立メカニズム、実際の又はそう認識される不平等又は社会的疎外を引き起こす選挙システム、軍及び／又は治安部隊による永続的虐待、不適切な法的規制枠組み、透明性の不足、不十分な市民・有権者教育、貧弱な政権移行メカニズム、適切な選挙法制の欠如、選挙管理組織への信用及び信頼の不足、適格な有権者に参政権を与える適切な手段及び衡平な競争条件の不足、公平、透明、迅速、効果的かつ利用しやすい紛争解決システムの不足、汚職のまん延、無制限の銃器拡散、共同体、民族又は宗教によるアイデンティティの二極化、国内の選挙プロセスに対する国際的な干渉等の様々な要因に基づく選挙における暴力行為が、いくつかの国において近年増加傾向にあることに対し強い懸念を表明し、
- (7) 選挙の利害関係者及びより幅広い市民から信頼され、独立性、公平性、完全性、透明性、金銭的高潔性、説明責任、プロフェッショナリズム、平等なアクセス、持続可能性及び費用対効果の原則の下に運営を行う、信頼できる効果的な選挙管理組織の重要性に留意し、
- (8) 国家主権、国家としての統一性及び関連する国内法に十分配慮しつつ、選挙への参加を促し、独立した選挙評価並びに透明性及び説明責任の基準を選挙プロセスに取り入れる際の、国内及び国際選挙監視団の重要な役割を強調し、
- (9) また、選挙管理機関及び選挙監視団に女性が含まれ、明確なジェンダー平等の目標を掲げることを確保することの重要性を強調し、
- (10) 女性の有権者及び候補者が選挙における暴力行為によって過度に影響を受け、しばしば被害を受けやすい標的となり、脅迫的な風潮によって政治プロセスへの参加を妨げられたりしていることを憂慮し、
- (11) 問題の範囲を評価し、状況を監視するため、ジェンダーに起因する選挙暴力を特定し、調査を実施し、指標を作成する必要性を強調し、

- (12) ジェンダーに起因する選挙暴力は、選挙前、選挙中及び選挙後に発生し、身体的暴力及び言葉による虐待を含むこと、並びにメディアによる女性候補者の記述がしばしば非礼かつ中傷的なものとなり得ることを強調し、
- (13) 特に紛争後や危機後等の不安定かつ政治基盤が脆弱な状況における選挙の実施は、しばしば信頼できる正当な結果を生み出せなかったことに留意し、
- (14) 平和構築プロセスの最中においては、自由で公正な選挙において表明される国民の政治的意思のみが、常設の国内機関に完全な正当性を与えることができることを強調し、
- (15) 選挙プロセスの透明性を確保し、もって良い統治と法の支配を促進する必要性を強調する、自由で公正な選挙のための基準に関する I P U 宣言及び世界民主主義宣言を歓迎し、
- (16) I P U に加え、国連や国際民主化選挙支援機構 (I D E A) を含む多くの組織が承認した、国際選挙監視の原則に関する宣言及び国際選挙監視員の行動規範 (2005 年) を確認し、
- (17) 選挙における暴力行為の防止、及び選挙後の円滑な政権移行の確保を目的とした、適切かつ包括的な法的枠組みを構築する際の、各国議会及び議会人の役割と責任を強調し、
 - 1 . 各国議会に対し、民意を反映した包括的な結果を提供する選挙制度の採用を含む、自由で公正な選挙及び円滑な政権移行に資する法的枠組みを定めるため、必要に応じて、国際的な義務と責任に基づきかつ地方の実情をも踏まえた憲法・立法改革を行うよう要請する。
 - 2 . 各国議会に対し、選挙当局、政党、マスメディア、及び市民社会団体等、選挙プロセスにおける全ての利害関係者の最大限の関与を促進するよう、包括的、総合的かつ開かれた議論を通じて、選挙制度改革を実施することを要請する。
 - 3 . 国政選挙管理組織に対し、透明性と国民の信頼を確保しつつ、選挙プロセスが人々に分かりやすく、効率的で、かつ選挙不正

から保護されるよう、最先端技術、とりわけ情報通信技術のさらなる利用とともに、持続可能性と費用対効果を確保するため一層努力することを奨励する。

4. また、選挙管理組織及び選挙監視団に対し、有権者及び候補者としての女性の選挙プロセスへの参加について特別の配慮を行うよう奨励するとともに、選挙管理組織に対し、当該組織の構成員向けのジェンダーに関するガイドライン及びツールを作成するよう要請する。
5. 各国議会に対し、詐欺行為、脅迫その他の不正を防ぎ、それらを所轄官庁に報告することで選挙プロセスの完全性及び透明性を守ることができるよう、独立した公平な選挙管理組織に強力な規制、調査及び訴追の権限を付与する法律の制定を要請する。
6. 各国議会、選挙管理組織、選挙監視団、市民社会グループ及び国際機関に対し、各国の主権を尊重しつつ、選挙と選挙の間に、将来の選挙の計画、過去の選挙の結果及び経験の評価、特定の国の選挙機関及び選挙法制の欠点の特定を協力して行い、それらの欠点の改善、選挙管理職員の訓練、有権者登録の更新・強化、及び有権者教育のための措置を講じることを奨励する。
7. 各国議会に対し、政党及び候補者が定められた規範に従って選挙運動を行うこと、並びに暴力の加害者に対する厳しい制裁の適用等によって、暴力なき選挙及び政治環境とともに衡平な競争条件も促進するため、選挙機関が不偏不党かつプロ意識を持って行動することを確保する法律を制定するよう要請する。
8. また、各国議会に対し、安全、秩序及び透明性といった諸条件並びにできる限り多くの市民による投票参加を確保すべく、政党及び選挙運動に係る資金調達のため並びに選挙運動自体の実施のための立法枠組みの策定を検討するよう要請する。
9. 全ての政府に対し、女性及び男性、障害者、国内の少数派、先住民、在外市民、国内避難民、ホームレス及び他の社会的弱者に効果的に対応した包括的な有権者登録手続を通じて、選挙に対する積極的かつ広範な市民参加を確保すべく、努力を倍加するよう要請する。

10. 各国議会に対し、国外に居住する自国民が、母国の政治プロセスへ確実に参加できるよう、優れた慣行と手法を検討することを奨励する。
11. 各国の議会及び政府に対し、法律並びに選挙の利害関係者及びより幅広い市民から信頼の得られる独立、公正、透明、迅速かつ利用しやすい選挙紛争解決メカニズムを整備するよう要請する。
12. 各国議会に対し、特に選挙期間中において、政治的権利及び暴力のない政治に関する研究、啓発及び討議のための日を設けるよう要請する。
13. また、各国議会に対し、必要に応じて、選挙結果の実現及び新しい政権への平和的な移行を統制し誘導できる法律を策定するよう要請する。
14. さらに、国家が危機、暴力的な社会又は民族的若しくは宗教的緊張から抜け出しつつある状況にある全ての関係者に対し、少数者の利益を尊重する制度的枠組みにおける自由で公正な選挙の平和裏な実施を可能にする、包括的な政治的協定を締結するよう要請する。
15. 各国の議会及び政府に対し、国際的な義務、責任及び原則に則り、現地のニーズ及び法の規定を考慮しつつ、国政選挙を監視するための国内及び国際選挙監視団によるアクセスを確保するよう要請する。
16. また、各国議会に対し、選挙運動期間内におけるマスメディア—公共及び民間—への平等なアクセスを規定する規則を策定するよう要請する。
17. 国、地域及び国際機関からの選挙監視団が、選挙の十分前の段階から、また、選挙結果の公表後も可能な限り長く配置されることを奨励する。
18. また、現地の法律を考慮しつつ、異なる国、地域及び国際機関による選挙監視団の間の協力強化を奨励する。

19. 国連並びに関連する他の国際機関及びパートナーに対し、一連の民主的制度、特に自由で公正な選挙を通じ選ばれた議会を強化又は確立することを目的とする人的・財政的支援制度を、当初からそれぞれの平和構築戦略に組み入れるよう要請する。
20. 選挙における暴力行為が起きた歴史を有する国の議会に対し、銃器及び実弾の使用を禁止すること、並びに軍や治安組織及びその関係者が、中立の立場を維持し、選挙目的のために恣意的に操られないことを保障する内容が盛り込まれた特別法を制定するよう要請する。
21. 各国の議会及び政府に対し、選挙プロセスを不安定化させるいかなる企てをも禁じ、暴力行為の被疑者の起訴について規定する厳密かつ厳しい法律を制定するよう要請する。
22. 市民社会組織、マスメディアグループ、専門家、学術団体、人権団体及び国際機関に対し、市民及び有権者に対する包括的な教育プログラム等を通じて、選挙に関する憲法上の権利と義務について市民の意識を高めるよう訴える。
23. 各国の議会及び政府に対し、市民、とりわけ若い世代の間に、法の支配を尊重する文化、並びに多様な意見及び反対意見に対する政治的寛容さを広めるよう要請する。
24. 各国議会に対し、個人の秘密投票の権利、情報公開及び表現の自由の権利、平和的な公共デモの権利等、政治プロセスにおける市民の基本的権利を保障する適切な法律を制定するよう要請する。
25. 各国議会に対し、国際的な民主主義の義務及び原則に則った自由で公正な選挙のための真のメカニズムを取り入れるため、選挙法を改正するよう要請する。
26. 各国議会に対し、女性への政治的暴力が根絶され、経済的にも政治的にも女性の地位が強化されるまで、女性の議員による少なくとも 30% の議席の占有を確保するよう要請する。

27. 各国の議会及び政府に対し、選挙規則の不正操作を防ぐため、選挙法制を制定法の中で成文化又は制定し、憲法に選挙制民主主義並びに選挙権及び被選挙権の基本原則を定着させること
によって、選挙法制が安定的で予測可能であることを確保する
よう要請する。
28. さらに、各国政府に対し、選挙システムの操作を防ぐため、予
測可能で、透明で、かつ選挙直前に変更されることのない方法
で、選挙区割りが画定されることを確保するよう要請する。
29. 国連、その他関連国際機関、及び開発パートナーに対し、国政
選挙管理組織の職員の労働条件を整えるとともにその能力を
向上させ、それによって適切な選挙制度改革を奨励し、特に新
興民主主義国において有権者や市民に対するよりよい教育を
促進するために必要な支援及び持続可能で費用対効果の高い
技術援助を提供するよう訴える。
30. 選挙における暴力行為の防止、円滑で平和的な政権移行の確保、
及び全ての派遣先における選挙監視団による関連勧告の選挙
サイクルを通じた履行について、国連と I P U との間のより一
層の協力を要求する。

別添 2

第 124 回 I P U 会議採択決議 天然資源、農業生産及び人口動態変化の管理を通じた 持続可能な開発の確保における議会の役割 (2011 年 4 月 20 日 (水)、本会議にて全会一致により採択)

第 124 回 I P U 会議は、

(1) 以下の点に留意し、

- (a) 国連によれば、1990 年から 2007 年の間における貧困レベルの着実な低下の後、2009 年において飢餓が急激に増加し、国連食糧農業機関 (F A O) の最新の推計によれば、2011 年には 9 億 2 千 5 百万人が飢餓に陥るとみられている。
- (b) 2007 年から 2008 年にかけての食料危機は、食料安全保障に関する国際社会の脆弱性を明らかにした。
- (c) 耕作地は、森林地帯及び脆弱な生態系に損害を与えながら拡張されている。
- (d) 砂漠化は、長期的な干ばつ及び土地利用の衰退により各地で発生している。
- (e) 国連は、世界において、毎年 6 万 Km²の土地が砂漠化していることに加え、過去 10 年の間に毎年 1,300 万ヘクタールの森林が失われた結果、環境がより脆弱なものとなっていることを指摘した。
- (f) 森林破壊は、温室効果ガス排出の 14%の割合を占めるとともに、その結果として生じる気候変動の主な原因となっている。
- (g) 世界の多くの地域、特に中東や北アフリカは、サヘル諸国が恒常的な水不足に悩まされるなど、水の供給に関して困難な状況に置かれていると認識している。
- (h) この状況は、水資源へのアクセスと利用に関して紛争が生じる危険性を高める。

(i) 多くの国、特に途上国が、輸出の崩壊、資本の逃避及び失業の増加によって大きな打撃を受けている。

(j) 過去数十年にわたり、農業が国内的及び国際的な政策の両面においてあまりにも無視され続けてきた結果、紛争及び不安定化をもたらす要因となった。

(2) また、以下の点に留意し、

(a) 都市部の急激な人口増加と集約的農業による需要の高まり一どちらも水を要求している一により、政府は、川・水路にかける新たなダム建設や、地下水面から水を確保できる高速ポンプの増設を余儀なくされているが、より持続可能な水の利用を確保するために必要な手段をとれないでいる。

(b) 世界の淡水利用量の 70% が農業生産に使用されているが、その一方で、競合する他の目的のための水に対する要求が増加している。

(c) 農業での化学肥料、殺虫剤及び除草剤の集中的な使用、増加する産業設備からの工業排水並びに急激な人口増加による未処理の家庭排水によって、淡水の品質が低下している。

(d) 今まで何年かの間、異常な水の過多を経験している地域がある一方、ますます水不足に苦しんでいる地域もある。

(3) さらに、以下の点に留意し、

(a) 人口統計は、以下の要因によって著しい変動を経験してきた。

- ・先進国の低い出生率と高齢化する人口
- ・（程度は国によって異なるものの）アフリカにおける高い出生率

出生率

- ・沿岸地域へのより高いレベルの移住によって進行する急激な

都市化

- ・武装闘争又は経済的理由に起因する相当数の移民の流れ（強制されたもの及び自発的なものを含む）

(b) ある推計によれば、今後 50 年のうちに、低い出生率及び平均寿

命の延伸の結果として、ほとんど全ての先進国の人口は減少し、高齢化する。

(c) 全ての先進諸国・地域は、自国の人口減少を防ぐために外からの移民を必要としている。しかしながら、過去の経験に基づけば、その移民の数は、各国で採用されている移民政策によって大きく異なっている。

(d) アフリカはかつてないベビー・ブームを迎えており、人口は 2050 年までにほぼ 20 億人に達する予定である。

(e) 今日、世界には約 2 億人もの移民が存在し、世界人口の 3 % を占めている。

(f) 高等教育を受けた人材の国外流出は途上国を衰えさせ、科学技術面で更に他国に遅れをとる原因となっている。

(4) 以下の点を認識し、

(a) 一方では土地、土壌、水、生物多様性及び他の天然資源の利用と食料生産との間に、他方では食料生産と貧困との間に直接的な関連がある。

(b) 貧困は、農業生産を維持し生計をたてることが困難な多くの農業従事者が住む、途上国の農村地域においてより顕著である。

(c) 飢餓の克服には、小規模及び大規模農業双方の拡大とともに、両分野に焦点を当て、かつ持続可能な生産及び環境保護に基づいた効果的な政策が求められる。

(d) 国内的及び国際的なレベルにおける民間部門が、持続可能な農業及び食料安全保障、食料の生産、加工及び流通並びに環境効率が良く責任ある投資を含む新たな技術の開発及び採用において、重要な役割を果たす。

(e) より多くの耕作地及び森林地をバイオ燃料生産のために割り当てることは、食料の需給不均衡を更に悪化させる結果となる。

(f) 土地の必要性の高まりを受けてより強まったバイオ燃料に対す

る世界レベルでの需要の増加は、農村地域の貧困層によって零細農業に使用される隣接地に対して圧力をかける可能性がある。

- (g) 農村地域での持続可能な開発は、人々が知識や資格を獲得し、それらを結びつけて次の世代に伝えることを可能にする生活協同組合や知識センターのような、社会ネットワークの構築に焦点を当てるべきである。
- (5) 農業、食料安全保障、人口増加及び気候変動が密接に関連していることに留意し、
- (6) 世界の天然資源（土壌、土地、森林、野生生物、海産物及び淡水産物、水、エネルギー並びに大気）の管理は、持続可能な経済・社会開発の目標を追求しつつ、枯渇と消費に代わり再生（持続可能な利用）と保全に焦点を当て、より持続可能なものとならなければならないことを考慮し、
- (7) 気候変動、生態系の劣化、食料不安及び金融・経済危機に関して世界が直面している複合的な課題には、持続可能な開発に向けた長期的戦略、すなわち将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現世代のニーズも満足させるような戦略と同時に短期的な危機対応を確保する一貫した取組が必要であることを認識し、
- (8) 世界各地の海洋における水産資源の乱獲を防ぎ、脆弱な生態系を保護するため、持続可能な水産業を実現することの重要性を強調し、
- (9) また、天然資源、農業生産及び人口動態変化の管理のために、一貫した持続可能な取組が導入されなければならないことを強調し、
- (10) 一貫した取組を実行するため、研究、教育及び研究成果の適切な利用が不可欠であること、並びに土着の経験則が、持続可能な農業生産、特に農村地域における貧困削減を含む食料生産及び天然資源の持続可能な利用に関する現代技術及び最新の科学的知見と結びつけられる必要があることを確認し、
- (11) 世界人口の増加（2050年までにおよそ90億人）がより高い水準の食料生産を必要とすること、並びに水及びエネルギー資源の不足の拡大が食料生産を阻害し、それがとりわけ人の移動の流れをも

たらずことを強調し、

- (12) また、農業部門、特に食料生産の成長が依然として貧困削減、経済成長及び環境の持続可能性の土台であることを強調し、
- (13) 耕作地を拡大せずに農業生産性を向上させ（水の利用、統合的な土地及び水の管理、並びにより少ないものからより多くのものを生産する持続可能な農業の強化を含む）、環境の劣化を防止すること（生物多様性の減少の防止並びに土地の劣化及び砂漠化の抑止・改善を含む）は等しく重要であることを強調し、
- (14) また、大規模な人の移動並びにそれが世界の多くの地域でもたらず安定、平和及び安全保障に対する高いリスクを避けるため、農村地域の農業従事者等に対して、食料生産又は所得の向上、子供の就学並びに生活水準の向上及び生活の充実の享受のために彼らが必要とする条件、機会及び資源を提供することは極めて重要であることを強調し、
- (15) ミレニアム開発目標（MDGs）の達成を目的として革新的な資金源を創出し、政府開発援助を補完し、長期的なニーズを勘案した安定的な資金の流れを確保するとともに、南北諸国間における開発支援の協調管理を促進する必要性を考慮し、
- (16) 各国が経験及び革新的技術を共有し、人的及び技術的能力の訓練及び開発に協力することが不可欠であることを確認し、
- (17) 開発戦略は、水不足に苦しむ地域に対する水へのアクセス・移送システムの供給に焦点を当てるべきであることを確信し、
- (18) 必要とされている技術及び知識の多くは既に利用可能なものであるが、それらのより広範な普及及び理解が取り組むべき主要な課題であることを認識し、
- (19) 人口が増加し生活水準が向上している途上国が農業及び農村復興の中心となるべきであること並びにそれらの国々の多くにとって土地の劣化及び砂漠化の抑止・改善が高い優先順位にあることを考慮し、
- (20) 多くの途上国が持続可能な方法で早急に農業生産性を向上させる

必要があるという事実を認識し、

- (21) 食料安全保障のための農業強化には気候変動、砂漠化、土地の劣化及び干ばつといった主要な環境変化に対する積極的な対応が含まれなければならないことを認識し、
- (22) とりわけアフリカ及びアジアは、持続可能な緑の革命、すなわち経済的に実行可能で、社会的に公平で、環境的に持続可能な農業生産性革命から利益を得るべきであることを考慮し、
- (23) また、緑の革命は、特にアフリカにおいて、現地の多様な農業生態系の条件及び収穫体系のニーズに合わせて実施されるべきであることも考慮し、
- (24) 今後数十年のうちに 90 億人になる世界人口を養うために農業部門が果たす主要な役割を強調し、
- (25) また、商品価格の高騰が真っ先に最も貧しい農産物輸入者に影響を与えること及び商品価格の極端な変動が食料安全保障を脅かしていることを強調し、
- (26) さらに、根本的に異なる展望が必要であること、及び農業はもはや環境劣化の原因ではなく、環境の持続可能性を向上させるための解決策の一部として見られるべきであることを強調し、
- (27) 農業は貧困撲滅及び持続可能な開発の中心であり、また今後ますます気候変動（問題）の中心になることを認識し、
- (28) また、農業及び農業労働市場におけるジェンダー平等の達成は、農業及び農村開発、食料安全保障並びに社会全体にとって、非常に大きな利益を生み出すであろうことを認識し、
- (29) 持続可能な農業及び農村開発への投資並びに食料不安の構造的要因への取組に向けた政策環境を提供するための手段が、小規模及び大規模農業従事者の双方にとって必要であることを強調し、
- (30) また、ジェンダー平等及び農業における女性の重要な役割に十分な注意を払いつつ、特に数百万の小規模農業従事者に対して、融資への包括的かつ安全なアクセスが促進されなければならないこ

とを強調し、

- (31) 特に小規模農業従事者に対して、持続可能な農業を促進し土地へのアクセスを改善するため、私有地及び公有地を対象とした適切な土地保有制度が導入されることが極めて重要であることを確信し、
- (32) また、地方政府、市民社会及び民間部門のパートナーを含むあらゆる関係者の積極的な関与が、政策立案及び実務の履行に動員されるべきであることを確信し、
- (33) 国内、地域及び国際レベルの効率的な食料流通システム及び十分に機能している市場が、世界的な食料安全保障の確保及び持続可能な開発の促進において果たしうる重要な役割を強調し、
- (34) また、生産及び供給プロセスに対する価値の付加により、より高所得を得る機会を生み出すことが重要であることを強調し、
- (35) 生産を通じた農業の拡大、農業の価値連鎖の構築及び新たな技術の可能性の評価において、民間部門が中心的な役割を果たさなければならないことを確認し、
- (36) 遺伝子組換えにおいては、トランスジェネティック組換え（外来の遺伝子を取り込むもの）よりも、シスジェネティック組換え（外来の遺伝子を用いないもの）の方が、持続性の促進に適していることを考慮し、
- (37) 途上国における農業の再活性化及び持続可能な農村開発の促進に対する投資は、私的、公的、国内的及び国際的な資金源を含むあらゆる方面からの新規・追加の資源によって支援される必要があることを確認し、
- (38) 途上国における外国投資家による大規模な土地取得の増加は、現地の人々に対し、保証された販路、雇用、インフラへの投資及びより高い農業生産性を含む機会を提供する可能性がある一方で、特に、彼らが土地配分意思決定プロセスに参加しておらず、彼らの土地への権利が保護されていなければ、土地、水その他の資源に対するアクセスを失う可能性もあることを認識し、

- (39) 投資、並びにあらゆる利害関係者の間での国内的、地域的及び国際的なパートナーシップ、南北及び南南のパートナーシップ並びに公共－民間部門間のパートナーシップを支援するための政策環境が必要であることを強調し、
- (40) 女性が、土地、技術、金融サービス、教育及び市場に対して、男性と同様のアクセスを与えられることが極めて重要であることを確信し、
- (41) また、世界各国の議会人及び有権者は、政府、民間の利害関係者並びに国内及び国際機関とともに、気候変動、食料安全保障及び農業の間の密接な関係に関する認識を高めるにあたって果たすべき役割があることを確信し、
- (42) 農業用地及び他の天然資源の開発は、持続可能な方法で行われるべきことを考慮し、
- (43) また、緑の革命は、小規模農業従事者に対する金銭的誘因、通信・教育政策及び土地管理改革を含む、包括的かつ整合性のとれた一連の政治的決断と連動する場合にのみ成功しうることを考慮し、
- (44) MDGs、関連するアクションプラン及びこれらに含まれる貧困と飢餓に対する闘いに関する各種公約に留意し、
- (45) 収入源としての保障を含む食料安全保障における水産の重要性を認識し、
- (46) 持続可能な森林管理を含め、森林が、多くの人々の生活及び雇用に非常に重要であることを認識し、
 - 1. IPU、議会人及び各国議会に対し、天然資源、農業生産及び人口動態変化の管理に対する一貫した持続可能なアプローチを特定するにあたり、変化をもたらす主体として活動するよう要請する。
 - 2. 議会人及び各国議会に対し、地方及び地域政府、市民社会並びに民間部門のパートナーを含むあらゆる関係者を政策の立案及び実行に関与させるよう奨励する。

3. 議会人に対し、女性の地位向上が貧困撲滅及び持続可能な開発にとって鍵となることから、とりわけ女性差別の撤廃並びに農業資源、教育・訓練、家族計画及び妊婦のための医療サービス、労働市場、技術、マイクロクレジット、金融その他の便宜に対する女性のアクセスの向上を目的とした法律を制定するとともに政策及び方策を支援することで、持続可能な農業開発における女性の極めて重要な役割を認識するよう要請する。
4. 議会人に対し、土地の利用及び獲得に関する議論が国内的及び国際的な政治的課題としてあり続けることを確保するよう強く要請する。
5. 議会人に対し、農業用地の保全という不可避の必要性に基づく地域開発及び土地の利用に向けた計画の立案や提案を支援するよう奨励する。
6. 各国議会及び議会人に対し、劣化した土地の回復のために必要なあらゆる措置を講ずるよう各国政府に働きかけることを要請する。
7. 議会人に対し、農業における水効率を向上させ、統合的な農地・農業用水管理及び革新的な水効率の良い技術の開発を促進するため、国内的、地域的及び国際的なレベルにおいて政策及び方策を支援するよう要請する。
8. 各国議会及び議会人に対し、化学肥料、農薬及びバイオテクノロジー産物の製造及び使用に関する厳格で適切な基準の設定に向けた法制の立案及び調整を行うよう要請する。
9. 各国議会及び議会人に対し、持続可能な森林管理に向けた立法枠組みを提起又は強化するとともに、森林再生及び森林地域の再構成を義務付ける取決め事項に従わないあらゆる形式の開発を禁止するよう強く要請する。
10. 議会人に対し、各自の活動の一部として、生物多様性の喪失の防止及び動植物の遺伝的多様性の促進を目的とした方策を含めるよう要請する。

11. 議会人に対し、持続可能な農業への移行が持続可能な開発に対する解決策の一部となるべきであるという前提に対して広範な支持を与えるよう要請する。
12. 議会人、特に途上国の議員に対し、農村開発政策を支持・奨励するよう要請する。
13. 先進国の議員に対し、農業に対する強化された政府開発援助の明確な目標の設定を含む、透明性のある政策決定プロセスを求めるよう奨励する。
14. 議会人に対し、農業開発、食料生産、農村開発及び天然資源の持続可能な利用に関する政策を組み込んだ持続可能な成長のための戦略を支持するよう要請する。
15. 議会人及び各国政府に対し、最も脆弱な農業従事者が土地を利用し、食料生産を増加させ、知識共有に参加し、教育へのアクセスを持ち、生活水準の向上を享受できるようにするために必要な条件を整備するとともに、機会と資源を提供するよう強く要請する。
16. また、議会人に対し、特に、市場の更なる透明化を図り、対応するデリバティブ市場を規制し、国内及び地域の農業政策の調整を強化し、途上国の輸入業者を支援する新しい国際メカニズムを創設することにより、世界的な農産物市場の機能を強化することを目的としたイニシアチブを支援するよう強く要請する。
17. 各国政府及び各国議会に対し、環境意識を提唱するとともに、食品廃棄を削減する手段及び環境悪化に対する統一行動について国民を教育するよう奨励する。
18. 議会人に対し、国内的、地域的及び国際的な科学機関や農業機関との緊密な連携の下に、とりわけ食料生産、天然資源の持続可能な利用及び人口動態上の進展といった農業の持続可能な開発を強化するための活動について議論し、そうした活動を促進・支援することを目的とした会議、セミナー及びワークショップを開催するよう要請する。

19. I P U に対し、I P U 会議においてこうした分野における世界的な進展に関する年次報告につき、審議するよう要請する。

別添 3

第 124 回 I P U 会議採択決議

政党及び選挙運動の資金に関する透明性及び説明責任

(2011 年 4 月 20 日 (水)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第 124 回 I P U 会議は、

- (1) 国民参加による代議制民主主義は、国民の政治的意思の極めて重要な表現であり、政党制度の中でこそ大いに機能することを考慮し、
- (2) 政党は、選挙期間中及び選挙と選挙の間の時期において政党としての中核的機能を果たすために、適切な資金を必要としていることを認識し、
- (3) 政党が説明責任及び透明性メカニズムに関する合意された枠組内で十分な資金を与えられることは、国民の利益となり、また民主主義全体のためにもなることに留意し、
- (4) 現代の民主主義国家において、政党が自党の政策を可能な限り広く知らしめることを可能にする競争力のある選挙運動を行うためには、相当の資源が必要とされることを確認し、
- (5) また、政党資金には公的なものと民間から拠出されるものがあり、かつ直接的なものと間接的なもの（テレビやラジオの無料放送枠、税の減免、公共建築物及び公設の選挙掲示板の利用等）があること、並びに政党資金関連のリスクを軽減することを目的として、選挙における支出を規制し政党資金全般の透明性及び説明責任を確保するための措置が多く、国において導入されていることを認識し、
- (6) 政党に対する公的資金が限定的である制度の下では民間資金の重要性が増大すること、またその逆も成り立つことに留意し、

* スーダン代表団は、前文パラグラフ 17 に対して留保を表明した。
また、アルジェリア代表団は、本文パラグラフ 9 に対して留保を表明した。

- (7) また、しばしば政治的平等の問題とみなされる政党の民間資金を取り巻く懸念は、主に、資源が不十分な政党や候補者が、自らの政権獲得後に特定の利益享受を期待するような献金者との関係を築こうとする結果となること、他党に比べて資金力に勝る特定政党が存在すること、及び選挙運動資金が立法上その他の利益を期待する不適切な資金源から調達されること、の3点にかかわることに留意し、
- (8) 対処すべき民間資金の問題の側面は、匿名による寄付、現金による寄付、並びに外国の自然人・法人、海外の国際機関、非政府組織（NGO）、国営企業及び応札企業からの寄付が認められるかどうかに関連していることを認識し、
- (9) 国会議員及び議会役員を対象とする行動規範が、選挙で選出された代表者に対して個別に適用され、説明責任の問題に対処してきた一方で、政党資金及びそれに関連する政党全体としての国民に対する説明責任を巡る懸念が高まっていることに留意し、
- (10) さらに、市民に対する政党の説明責任の維持を確保するため、政党及び選挙運動の資金を規制する明確なガイドライン（選挙運動資金に対する合理的な制限、選挙運動資金の報告義務、政治資金の報告義務、国家資源の乱用防止措置、政党及び選挙運動の資金を監視する独立した取締機関の設置並びに違反に対する適切な制裁）が考慮されるべきであることに留意し、
- (11) 2005年12月14日に発効した国連腐敗防止条約の第7条第3項が、「締約国は、選出される公職への立候補に係る資金及び適当な場合には政党の資金についての透明性を高めるため、この条約の目的及び自国の国内法の基本原則に従い、適当な立法上及び行政上の措置をとることを考慮する。」と規定していることを想起し、
- (12) 腐敗は、法の支配、民主主義、人権、平等及び社会正義に対する深刻な脅威となることを確信し、
- (13) 全ての国において政党及び選挙運動は腐敗を防止しそれと闘うことを目指すべきであることを考慮し、
- (14) 政治的多元性の原則に基づく資源への平等なアクセスを促進し、かつ民間の献金者に過度に依存する必要性を排除することにより

腐敗防止のカウンターバランスとして作用する合意された基準に従い、政党に対する相応かつ公平な支援を国家が提供すべきであることを認識し、

- (15) 公的資金は、必ずしも民間資金に対する需要を減少させないが、民間資金への過度の依存による負の効果を軽減するため、及び政治活動のための民間資金源へのアクセスを持たないものの当該政党による政治的討論への貢献が健全な民主主義のために不可欠であるような小政党を支援するために利用されるべきであることに留意し、
- (16) また、各国議会における女性の存在感は増大しているものの、選挙プロセスにおける経済的資源の不足が、女性にとって男性以上に大きな課題となっていることに留意し、
- (17) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）第4条で規定されているようなジェンダー平等の促進を目的とした暫定的な特別措置は差別と解されてはならないこと、及び政党による女性候補者支援を基準にした資金配分は、議会におけるジェンダー平等を達成し、女性の政治参加を拡大するためのインセンティブとみなされうることを強調し、
- (18) ジェンダー平等及び女性の地位向上はあらゆる民主主義制度において不可欠な要素であること、並びに公的資金及び民間資金へのアクセスが政治におけるジェンダー平等の促進を支援できることをあらためて表明し、
- (19) 政党は、男女双方によるバランスのとれた政治参加を達成するための鍵となることに留意し、
- (20) 多くの国が民間からの政治献金の禁止又は制限、選挙運動における支出制限、政党に対する公的資金の増額及び政治支出の管理といった措置を採用していることを認識し、
- (21) 政党に対する財務管理導入の義務付けから、資金源の公開並びに法令遵守を確保するための一連の刑事上、行政上及び財政上の制裁に至るまでの法律を制定している国もあることに留意し、

- (22) 説明責任が果たされない不透明な政治資金メカニズムによって民主主義プロセスに対する国民の信頼が損なわれる可能性があること、また、このことが、政府や議会のみならず世界の民主主義の強化のために活動する国際機関にとって、また、政党にとっても懸念の原因となりうることを認識し、
- (23) 政党資金を規制する理由には、透明性及び説明責任といった民主主義原則を促進し、腐敗を防止し、多様な政党間での競争を強化し、幅広い政治的見解、綱領及び政策を調整し、政党を強化し、市民が十分に情報を得た上で決定を行えるようにする必要性が含まれることに留意し、
- (24) 政党資金の強制開示が透明性の向上に貢献し、何が政党の行動に影響を与えているかについて理解する機会を国民に与える一方で、献金者に政党への資金提供を躊躇させる可能性もあることを認識し、
- (25) 選挙運動及び政党の資金に係る情報公開に関する法律、規則及びガイドラインは、匿名での、外国からの、又は企業からの政党献金による悪影響を制限し、全ての政党が平等な競争機会を得ることを確保しようとするものであること、並びに一部の国では実施困難かもしれないものの、それでもなおこれらの手段は、市民が政党及び選出議員に説明責任を問う可能性を確保するために重要であることに留意し、
1. 各国に対し、選挙運動期間中における支出に対する上限設定等、不当な影響から政党を守るために政党の独立を確保すること並びに腐敗及び選挙運動への過度の支出を回避することを目的とする措置の導入を検討するよう要請する。
 2. 選挙に係る支出の削減を要求する際には、ジェンダー平等、所得、識字率並びに情報及び技術へのアクセス水準の低さ、また国によっては都市と農村地域との間に存在する大きな格差を考慮に入れるよう勧告する。
 3. 政党資金は、意見及び政治的観点の多様性を奨励し、資金力のある大政党と資金力で劣る政党との間の衡平な競争の場の提供を促進し、男女を問わず全ての主体が資金力や資源へのアクセスに関わりなく政治プロセスに有意義な参加をすることを広く

奨励することによって、政治及び民主主義プロセスにおいて国民に発言権を与えることを目的としなければならないことを考慮する。

4. 政党資金に対する国民の意識を向上させることが、民主主義制度の機能を高め、腐敗を抑制することを確信する。
5. 民主主義及び憲法制度並びに政党が様々な形で存在していることが政党資金に関する世界共通の説明責任メカニズムの構築を困難にしていることを認識しつつも、各国議会に対し、I P Uを通じて、腐敗の防止に関する国際連合条約、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約といった国際文書に記された基本原理を参考にしつつ、各国の現状に即して説明責任及び透明性を確保し続けるよう奨励する。
6. 政府の行動を監視する任務を負った機関としての議会、市民社会組織及びマスメディアが監視者となり、政党資金に関して市民を教育するとともに、政治生活における透明性及び責任の文化を創造するために権力行使に対する継続的な監視を行うよう勧告する。
7. 政党に対し、問題の解決策の一部となるとともに、透明かつ説明責任を伴う方法によって変化をもたらす主体となるよう奨励する。
8. 政党を対象とした、行動及び廉潔性に関する内部規範を含む、自己規制メカニズムの利用を勧告する。
9. 各国議会に対し、国の政治的成果がN G O、企業及び海外の資金源から不当な影響を受けないようにするため、特にそれらの団体による資金提供を制限、禁止又は規制する措置の導入を検討するよう要請する。
10. 議会、政府及び政党が、更なる財務上の説明責任を果たす観点から、政党及び候補者に対し内部統制及び財務管理の確立を要求する法律及びメカニズムの導入を確保するよう勧告する。
11. 各国議会に対し、政党及び選挙運動の資金の規制について規定する具体的な法律、手続又はシステムがいまだ存在しない場合

には、各国の立法枠組みの中で、そのような資金に関する腐敗防止規制を採用するよう奨励する。

12. I P U に対し、政党のための財務会計制度及び行動規範に関する技術支援及び指導プログラムを開発するよう要請する。

別添 4

第 124 回 I P U 会議採択決議

北アフリカ及び中東地域を含む新興民主主義国における民主的改革の強化
(2011年4月20日(水)、本会議にて全会一致により採択)

第 124 回 I P U 会議は、

- (1) 中東及び北アフリカ地域に拡大した民主主義の強化を求める民衆蜂起は、第 124 回 I P U 会議に至る最近数か月間において最も顕著な社会的及び政治的展開であることに留意し、
- (2) これらの国民及び国家が自らの政治的将来を決定する権利を確認するとともに、民主主義国家は歴史及び文化の多様性を反映すべきであることを想起し、
- (3) また、民主主義国家は全て、人権、平等(ジェンダー平等を含む)、透明性及び説明責任に関するものを含む、広く認められた規範、基準及び原則並びに複数意見の尊重の上に確立されるべきことを確認し、
- (4) 同地域における政治的変動が脆弱層、特に女性及び子供に与える人道的影響について懸念を表明するとともに、2011年が国際女性デーの100周年にあたることに留意し、
 1. 自由かつ公正な選挙を可能な限り早期に実施することの重要性を確認する。
 2. また、民主的プロセスへの女性の全面的参加の保障を含む、女性の地位向上の特別な重要性を確認する。
 3. 全ての関係者に対し、暴力を停止し、特に人権の尊重を保障するよう強く要請する。
 4. 全ての政府に対し、諸国民の平和的自決権を尊重するよう要請する。
 5. 民主主義の未成熟な国々の支援において I P U が果たしうる重要な役割を強調する。

別添 5

東日本大震災に関する第 124 回 I P U 会議議長による声明

(2011 年 4 月 20 日 (水)、本会議にて支持)

3 月 11 日、観測史上最も強力なものの一つとされる地震に続き、猛烈な津波が日本の北東部沿岸を襲った。これにより、破壊は広範囲に及び、被害者は死者、行方不明者を合わせ約 28,000 人に及んでいる。

パナマで開催されている今次 I P U 会議において、パキスタン議会は日本との連帯を表明する決議案を提出した。この考え方を踏まえ、ここに参集した全ての議会人を代表し、この悲惨な災害からの復興に全力で取り組んでいる日本の人々に対し、深い哀悼の意を表明する。我々は、驚くべき数の人命が失われたことに対し、心を引き裂かれる気持ちを禁じ得ない。

我々はまた、今般の悲劇による広範な被害に直面している日本との連帯を表明する。各国が今般のような災害に見舞われた際、日本は常に、人的、物的及び財政的支援を惜しみなく行ってきた。日本自身が苦境に立たされている今こそ、国際社会は日本に対し同様の対応をとることによって報いるべきであり、我々は自国の議会に対しこの必要性を認識するよう求める。

我々は、日本の人々が、この災害による被害に対し冷静さを保ちつつ我慢強く取り組んでいることにつき、賞賛の意を表したい。原発事故に献身的に取り組んでいる人々こそが、真の英雄の名に値すると言えよう。こうした努力が続けられる中、我々は、この事態に対し根拠のない噂にまどわされることなく、客観的な分析に基づき、冷静に対応することを呼びかけたい。

破壊が急速かつ決定的な形で進んだため、復興は本来極めて時間と手間を要するものかもしれない。しかしながら、私は、日本の人々が勇気をもって困難に立ち向かってゆくことを疑わない。I P U は、日本が復興に向けて歩む際、できる限りの支援を行うことを表明する。